

ワンタイムパスワード利用追加規定

(けんしんビジネスバンキングサービス)

愛知県中央信用組合

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、けんしんビジネスバンキングサービスの利用に際し、当組合所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、ご契約者（以下、「ご契約先」といいます。）の認証を行うサービスをいいます。

第2条 利用資格

本サービス利用者は、けんしんビジネスバンキングサービスを契約しているご契約先の利用者に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワンタイムパスワードの生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下、「トークン」といいます。）が必要となります。トークンには、「ソフトウェアトークン」を利用するものとします。ソフトウェアトークンとは、当組合が指定する生成アプリケーション（以下、「アプリ」といいます。）を利用する方式をいい、ご契約先はアプリをスマートフォン（以下、「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

ご契約先の管理者が、あらかじめ端末にソフトウェアトークンのアプリをダウンロードしたうえ、当組合所定の方法でアプリに表示される「ワンタイムパスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当組合は、入力された「ワンタイムパスワード」が当組合の保有するものと一致した場合には、当組合はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当組合との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、前項の定めによる当組合所定のお客様の手続きに基づき、当組合が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、ご契約において本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、けんしんビジネスバンキングサービスの利用に際し、当組合は当組合所定の取引においてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、ご契約先はワンタイムパスワードを当組合所定の方法により正確に伝達するものとします。当組合が確認し、ワンタイムパスワードが、当組合が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当組合はご契約先からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの利用期限

1. ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。

2. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりご契約先が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、ご契約先は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらかじめソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

1. ご契約先は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします。）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当組合所定の方法によって当組合に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当組合は直ちに本サービス、およびけんしんビジネスバンキングサービスの利用停止等の措置を講じます。

2. 前項の場合、利用停止等の措置の解除は、当組合所定の手続きにより対応することとします。

3. 第1項の場合、ご契約先は、再発行の依頼を当組合所定の方法により行うことができます。ご契約先はあらたにアプリをダウンロードしていただくことでトークンの再発行いたします。

4. 前項によりトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続きを行うものとします。

第7条 利用料

1. 本サービスの利用にあたっては、当組合所定のワンタイムパスワードサービス利用料（消費税を含みます。以下、「本サービス利用料」といいます。）をいただく場合があります。この場合、当組合は本サービス利用料を申込代表口座から当組合所定の日に自動的に引き落とします。

2. 本サービス利用料は、お客様の利用開始登録の実施の有無にかかわらず、当組合所定の月から発生するものとします。また、当組合が一旦引き落としした本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。

3. 当組合は、本サービス利用料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

第8条 免責事項等

1. ワンタイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当組合は一切の責任を負いません。

2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼を当組合宛にするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当組合に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当組合は一切の責任を負いません。

3. 当組合が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当組合所定の回数以上連続して伝達された場合は、当組合は該当利用者に関し、けんしんビジネスバンキングサービスの利用を停止します。けんしんビジネスバンキングサービスの利用を再開するには、当組合所定の手続きにより解除処理を行ってください。

4. ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

第9条 本サービスの解約等

1. 本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに係る契約に関してのみ、生じるものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は当組合所定の方法によるものとします。
2. ご契約先が当組合に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、ご契約先は当組合との取引約定に違反した場合等、当組合が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当組合はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当組合は、本サービスの利用停止を解除できます。
3. 前項にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合または当組合の取引約定に違反した状態が解消されない場合、当組合は本サービスに係る契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。
4. ご契約先が当組合との取引約定に違反した場合等、当組合が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当組合は、本サービスの利用を停止することができるものとします。
5. 第1項から第4項の解約、利用停止時点で当組合が既に取引の依頼を受け付けている場合、当組合は本利用規定および関連法令に従い、当該取引については、手続きを行うものとします。

第10条 譲渡・質入等の禁止等

ご契約先は、ソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、ご契約先はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

第11条 規定等の適用

本契約に定めない事項については、けんしんビジネスバンキングサービス取扱規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定、給与振込に関する契約書ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取扱います。

第12条 規定等の変更

当組合は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、本規定の定めを変更する必要があるときには、民法第548条の4の規定に基づいて、変更できるものとします。

当組合は、この変更するときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当組合の責めによる場合を除き、当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても、当組合は一切責任を負いません。

以上